

コロナウイルスによる施設使用料金返還について

コロナウイルスによる感染症拡大防止のため、久留米市より体育施設が3月7日（土）～31日（火）まで臨時休館となっておりますが、**休館期間が当面の間（GW明けの5月6日（水）頃まで）延長となります。**

（公財）久留米市体育協会が管理している施設について、この期間の使用料金返還については以下の要領で行いますので、よろしく申し上げます。

返還の時期等

令和2年4月15日（水）以降 9時～16時30分まで

（荘島体育館のみ17時まで、都合が悪い場合は、別途ご相談ください）
体育施設使用許可書を持参のうえお越しください。（印鑑は不要）

（許可書を紛失された場合は、本人が確認できる書類を持参ください）

返還に対応する事務所及び施設

① 荘島体育館事務所（荘島町11番地1）

荘島体育館（アリーナ、軽運動室、卓球場）

西田体育館、西田テニスコート

旭町テニスコート 以上の施設の利用予約、お支払いをした方。

② 西部地区体育館事務所（大善寺町藤吉434番地）

西部地区体育館（アリーナ、体力測定室、会議室）

以上の施設の利用予約、お支払いをした方。

③ 北野武道場事務所（北野町今山74）

北野グラウンド（照明含む）

北野テニスコート

北野体育館

北野武道場 以上の施設の利用予約、お支払いをした方。

その他

桜花台体育館については桜花台体育館（0942-22-6439）または宮ノ陣クリーンセンター（0942-27-5371）にお問い合わせください。

問い合わせ先

（公財）久留米市体育協会 0942-33-5453

または荘島体育館 0942-33-3003